



賃金引上げに関する支援

1 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング等)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

- ・お問合せ先 業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494
- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階



2 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4階



3 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

- ・お問合せ先 中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821



4 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を融資します。

- ・お問合せ先 日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援策の提案(相談窓口)

広島働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた助成金や労務管理等に関する相談に対して、無料で労務管理等の専門家(社会保険労務士等)による窓口等での支援や訪問支援(原則3回まで)を行います。

- ※ 就業規則や賃金制度等の見直し、同一労働同一賃金、各種助成金制度の活用等の相談
- ※ 電話・メール、来所による相談、企業への個別訪問によるコンサルティング等の対応

- ・ご相談窓口 広島働き方改革推進支援センター TEL0120-610-494

〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 4階

